

## 高槻市告示第 344 号

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく 要届出管理区域の一部指定解除について

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年 3 月 23 日大阪府条例第 6 号）第 81 条の 12 第 2 項の規定に基づき、同条の 12 第 1 項の指定に係る次の区域について指定を解除する。

平成 22 年 6 月 28 日

高槻市長 奥本 務

### 1. 指定を解除する区域

白梅町 61 番 2、150 番 3、150 番 7、150 番 8、150 番 9 の各一部（別紙のとおり）

### 2. 除去されたと認められる管理有害物質の名称

鉛及びその化合物

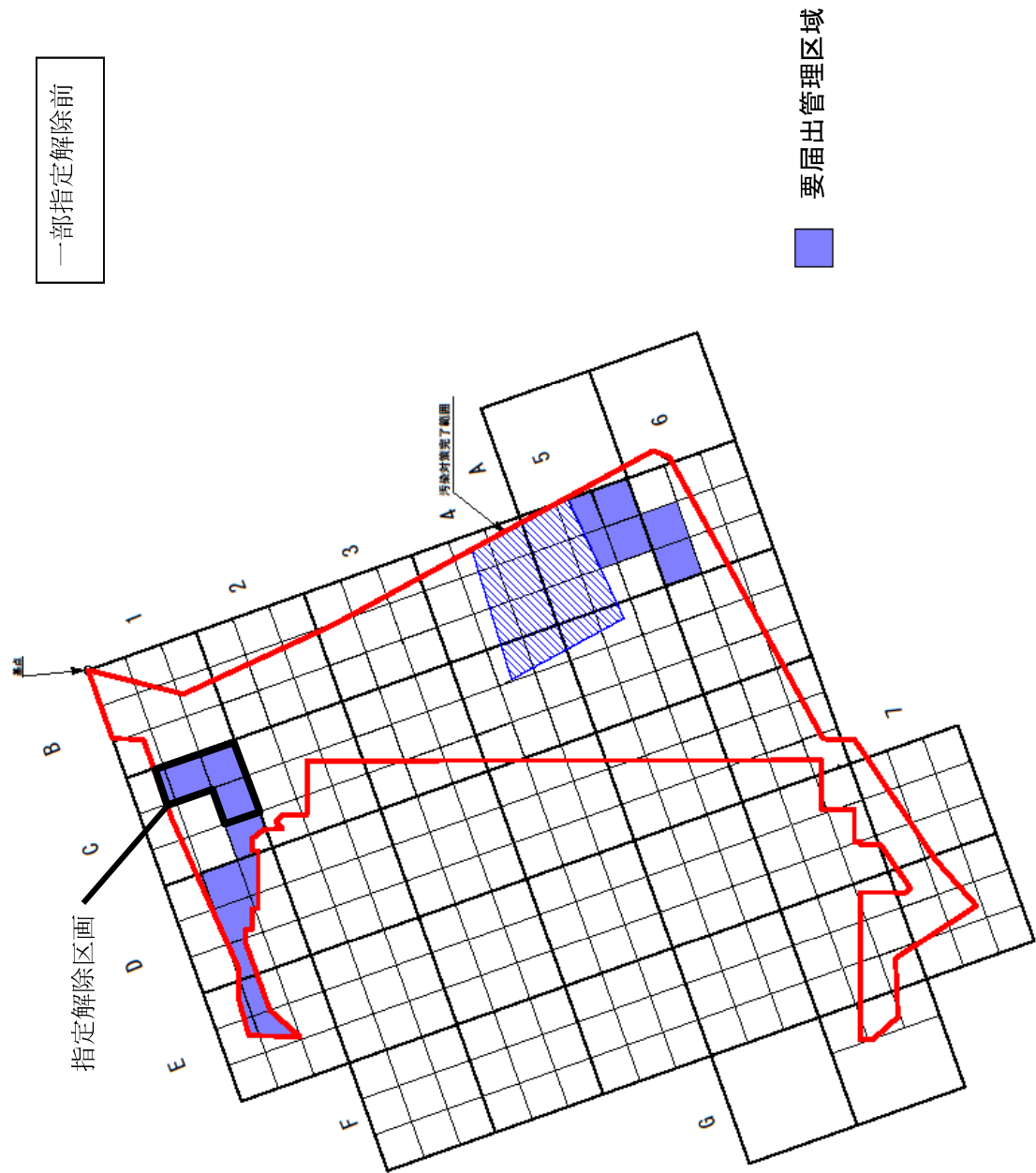


図 1. 一部指定解除前の要届出管理区域

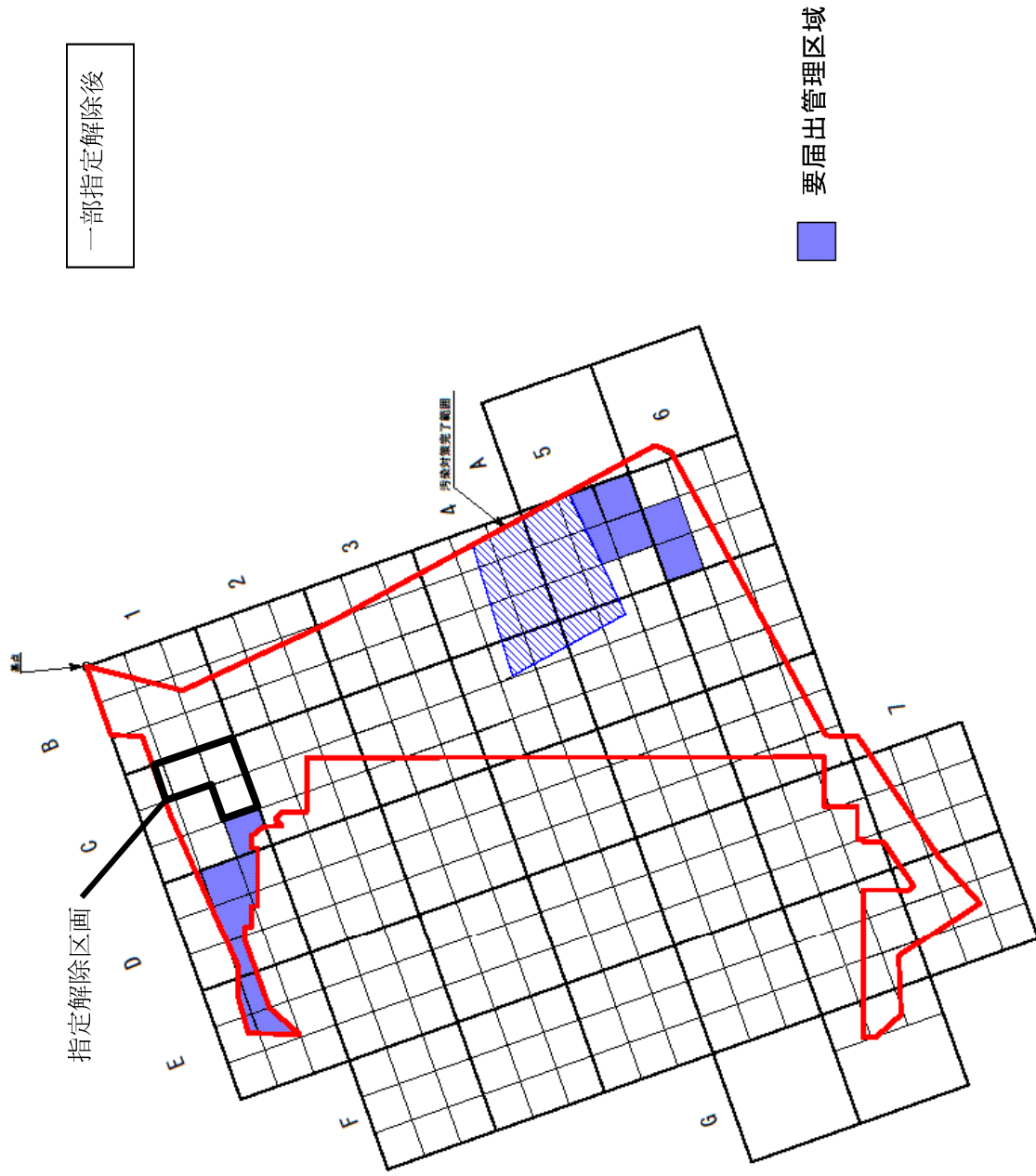


図 2. 一部指定解除後の要届出管理区域